

障害をお持ちの方へ

福祉制度に関するお知らせ

町では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、さまざまな福祉制度による支援を行っています。

●町が実施している福祉制度による支援と対象者・申請手続き

事業名	対象者	内容	申請方法等
タクシー利用助成事業	町内に住所を有し、次に該当する方 ・身体障害者手帳 第1種1・2級 ・療育手帳 A1・A2・B1 ・精神保健福祉手帳 1・2級 ※自動車税又は軽自動車税減免を受けている方は対象となりません。	在宅生活支援として、タクシー利用料金の助成をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。 ※申請月から1ヶ月あたり3枚のタクシー利用助成券を交付します。
コミュニケーション支援事業	町内に居住または通勤する聴覚障害のある方	必要に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	必要に応じて所定申請書を町に提出
日常生活用具給付等事業	町内に住所を有する重度の障害がある方(福祉施設入所者を除く) ※対象品目により障害等級が異なります。お問い合わせください。	ストマ用装具等を給付(貸与)します。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※申請書は、用具購入前に見積書を添えて提出ください。
移動支援事業	町内に住所を有する方、又は、富士見町が援護主体となり他の市町村のグループホーム及びケアホーム等に入居している方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている方	障害により、屋外での移動が困難で個別支援を要する方に対し、外出時(公的機関、医療機関等へ出向く場合等)の支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。
タイムケア事業	町内在住で在宅している重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児、重度身体障害者、精神障害者に該当する方	障害により、家庭において介護を必要とする方が、一時的に家庭介護を受けられない場合に支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。

- 上記手続きには、手帳及び印鑑を持参ください。
- 制度の詳細及び他の福祉制度について「障害者福祉ガイドブック」に掲載しています。
- 「障害者福祉ガイドブック」は役場窓口で配布しています。

申込 間 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144



年金だより

平成23年4月から

「障害年金加算改善法」が施行されます

平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、4月1日から、届出によって次のとおり加算を行うこととなりますのでお知らせします。

	加算内容	
	平成23年4月から	平成23年3月まで
障害年金加算対象者	障害等級が1級または2級に該当する方で、障害年金を受ける権利が発生した当時に受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合のほか、障害年金を受ける権利が発生した後に生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも、届出により、加算の対象となる。	障害等級が1級または2級に該当する方で、障害年金を受ける権利が発生した当時に受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合、受給権発生時から加算の対象となる。

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661